

事件番号：JP2017-0003

裁 定

申立人 1：

(名称) レッド・ブル・アクチェンゲゼルシャフト
(住所) スイス国、6341 バール、ポストシュトラッセ、3

申立人 2：

(名称) レッドブル・ジャパン株式会社
(住所) 東京都渋谷区渋谷一丁目 3 番 3 号

登録者：

(氏名) 中沢商事株式会社
(住所) 東京都品川区北品川一丁目 9 番 7 号 トップルーム品川 1015

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネルは、JP ドメイン名紛争処理方針（以下、「方針」という。）、JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則（以下、「規則」という。）及び日本知的財産仲裁センターJP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則並びに条理に則り、申立書・提出された証拠に基づいて審理した結果、以下のとおり裁定する。

1 裁定主文

ドメイン名「REDBULLBOXCARTRAGE.JP」の登録を申立人 2 に対して移転せよ。

2 対象 JP ドメイン名

紛争に係るドメイン名は「REDBULLBOXCARTRAGE.JP」である（以下、「本件ドメイン名」という）。

3 手続の経緯

別記のとおりである。

4 当事者の主張

(1) 申立対象ドメイン名

本件ドメイン名は、登録者により平成 27（2015）年 7 月 1 日に株式会社日本レジストリサービス（以下、「JPRS」という。）に登録され、平成 29 年 4 月 7 日（本件手続の申立書提出日）現在において、JPRS に登録者の名義にて登録されているものである。

(2) 申立人ら及びその主張

a 申立人 1 は、レッドブル・ゲーエムベーハーの子会社として同社を中心とするレッドブルグループにて、日本を含む複数国にて同グループの商標管理を行うことを業とする会社であると主張する。申立人 1 は別紙記載の「RED BULL」という商標（以下、「本件商標」という。）の登録者であり、日本のみならず世界各国において、多数の商標に関する出願登録を有していると主張する。一方、申立人 2 は、申立人 1 の子会社であると主張する。

b 申立人らは、本件ドメイン名の文字列のうち「BOXCARTRACE」という部分については、動力は無いが故に重力のみを動力源として走行する車両を用いて行うレースの一種類を指す普通名称である一方で、

「REDBULL」の部分は著名な本件商標（下記に述べる。）と実質的に同一であり、「REDBULL」の部分に出所識別力があると主張する。そのため、本件ドメイン名の要部は「REDBULL」の部分であると主張する。

その上で、本件ドメイン名の要部が「redbull」である以上、本件商標との間では明らかに同一又は実質的に同一であって、相互に類似し、誤認混同の恐れを有するものであると主張する。また、同種の事案における WIPO ドメイン仲裁調停センター紛争処理パネル裁定の前例においても、「redbullitech.com」、「redbullpages.com」などでも同様の判断がなされている旨、主張する。

よって、本件登録商標である「Red Bull」（本件商標）及び営業表示名「Red Bull Box Cart Race」（以下、「本件表示」という。）

と、本件ドメイン名の要部「RED BULL」とが同一又は類似しており、申立人表示の著名性も考え合わせると、混同の恐れがあることがあると主張する。

- c 申立人はまた、次に述べる点において、登録者は本件ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないと述べる。
- (i) 登録者の名称と本件ドメイン名が一致しないこと。
 - (ii) 本件ドメイン名と一致する登録者における他の日本での登録商標が存在しないこと。
 - (iii) 本件ドメイン名に関し、申立人から登録者に対するいかなるライセンス契約関係も存在しないこと。
- d また、申立人は、登録者の当該ドメインが不正の目的で登録または使用されていると主張する。
- 申立人らは、そもそも本件商標や本件表示については、申立人ら及びその流通パートナー企業を通じて、日本だけでなく世界 71 ヶ国で販売されており、2015 年だけでも、世界で 59 億本超、日本においても 2 億本超を販売しているだけでなく、多彩・多様な宣伝広告活動について、多額の費用を費やして広範囲かつ活発に行っていることから、本件商標の周知・著名性は確立されていると主張する。
- 更に、申立人らは本件表示についても、申立人らが「Red Bull Box Cart Race」なるスポーツイベントを日本において開催し、積極的に様々な宣伝広告に努め、各種キャンペーンを行った結果、各種メディアでも取り上げられ、申立人らの営業表示として需要者の間において広く認知・認識され、周知・著名であると主張する。
- e 以上のような前提の上で、申立人は以下の点において、登録者による本件ドメイン名の登録及び使用については、不正の目的によるものであると主張する。
- (i) 登録者がその運営するドメイン事業、IP 分散サーバーを中心としたホスティング事業などを行っているところからみれば、商業上の利得を得る目的で、本件とメイン名からアクセスできるウェブサイトに係る商品・サービス等の出所・スポンサーシップ・取引定型関係・推奨関係等について誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネットユーザーを、そのウェブサイトに誘引するために本件ドメイン名を使用していると主張する。
 - (ii) また、申立人は、エナジードリンクの販売はもとより、多種多様な事業活動を展開している申立人らと登録者の活動との間においても、潜在的な競業可能性は否定できず、登録者が本件ドメイン

名を URL 入力欄や検索キーワードに入力することで、インターネットユーザーが申立人らウェブサイトではなく登録者の設定したウェブサイトに誘導され、あたかも登録者の行っている活動が申立人の行っている活動であるかのように誤認されると主張する。

(3) 登録者とその主張

登録者は答弁書を提出せず、何らの主張・反論もしなかった。申立人への唯一の反論と思われる主張は、本件手続の申立以前において、電子メールにて「ICANN 認定レジストラとして、ICANN ポリシーを批准しております」というような、本件とは関係性の不明な主張を申立人らに返答したにとどまっている。

5 争点及び事実認定

汎用 JP ドメイン名の登録者となるものは、JPRS が定める汎用ドメイン名に関する紛争処理手続を組み込んだドメイン名登録契約に従うものであり、そこにおいては、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）が 2000 年 7 月 19 日に採択した方針と、そのための規則に従って、申立人はドメイン名紛争処理手続の申請を行うものである。そして、その規則第 15 条では、当該ドメイン名について「提出された陳述・文書および審問の結果に基づき、処理方針、本規則および適用される関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない」と規定されている。

一方、JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条 a 項では、申立人が主張・立証の義務を負う要件として以下のように定めている。

- i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利又は正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること。
- ii) 登録者が、当該ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有していないこと。
- iii) 登録者のドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること。

そこで、本件においては、本件ドメイン名の登録者が答弁書など特に反論と反証を示す文書を提出していないところから、申立人らによって提出

された主張と証拠に基づいて、順次、各要件を充足しているか否かを検討する。

(1) 同一又は混同を引き起こすほどの類似性（紛争処理方針第4条 a (i))

a 申立人らの本件商標および本件表示

(i) 申立人らの登録商標

申立人1は、本件商標として商標「RED BULL」について日本商標登録を3件（標準文字含む）および国際商標登録を通じて4件受けている（商標登録第3263136号、国際登録第1108568B号他の商標原簿・公報など、甲2ないし4号証）。いずれも現在における商標登録の主体は申立人1であり、レッドブル・ゲーエムベーハーの子会社として商標管理を業としていることが認められる（申立人らの会社概要・事業活動状況等に関するウェブサイト、ならびに申立人1の親会社レッドブル・ゲーエムベーハー知財担当顧問による宣誓供述書、甲1号証、甲4号証）。申立人2は申立人1の子会社として、これらの本件商標について日本での使用を正当に許諾されている関係に立つものとみるのが相当である。

(ii) 申立人らの表示

申立外である申立人1の親会社レッドブル・ゲーエムベーハーは、オーストリアにて1987年に設立された会社であり、世界的にエナジードリンクの製造・販売を行ってきたものである。2006年からは、日本でも本格的にエネルギーードリンクの販売を開始した。その販売を促進するための世界的キャンペーン活動の一環として、申立人1を通じて同社の孫会社にあたる申立人2による日本のイベントとして「RED BULL BOX CART RACE」というイベントを2009年から日本において開催し、積極的に様々な宣伝広告やキャンペーン活動に努めてきていることが認められる。このイベントが各種メディアに取り上げられることもあり、「RED BULL BOX CART RACE」という文字列からなる本件表示は、既に申立人1及び2の営業表示として需要者に相当広汎に認識されうる状態であったことは明らかである（前記宣誓供述書、Red Bull Box Cart Race 宣伝資料、甲4号証、甲5号証）。

b 登録者のドメイン名

登録者は、ドメイン名「REDBULLBOXCARTRACE.JP」を2015年7月1日にJPRSに登録していることが明らかである（JPRSのWHOIS情報、甲6号証）。

c 申立人の本件商標及び本件表示と登録ドメイン名が同一または類似であること

(i) 本件商標及び本件表示の周知・著名性

申立人1の親会社であるレッドブル・ゲーエムベーハーは、オーストリアにて1987年に営業を開始し、2006年から日本で本格的にエネルギー飲料販売を開始した。同社にとって申立人2は資本関係において孫会社となる日本法人であることは前記認定の通りである。

レッドブル・ゲーエムベーハーは、エネルギー飲料の製造・販売をその主たる業務とするビジネスについて日本を含み世界的に展開しているところであり、2011年から2015年までのエネルギー飲料の総売上数は、世界的に46億6000万ユニットから59億8200万ユニット超へと増加（うち、日本においては8800万ユニットから2億11200万ユニット超に増加）している（前記宣誓供述書、甲4号証）。

また、その取扱商品に対するブランドイメージを作り上げるために、スポーツや文化のイベントのスポンサーとなることや、その運営を自らも積極的に行い、宣伝広告活動を広範囲かつ活発に行ってきた（前記甲4号証、5号証）。その一環として、例えば2015年には、日本のみにおいても4160万ユーロ（約50億円）超の金額が宣伝広告活動に支出されており、経年的にみると、2011年から2015年にかけてのメディア露出のための経費は、4億1500万ユーロ（約49億円）から6億2600万ユーロ（約75億円）超へと増加し、マーケティング費用としてもこれと呼応して同じ期間において15億7500万ユーロ（約189億円）から20億6000万ユーロ（約247億円）に増加している（甲4号証）。

その結果、「RED BULL」という文字列からなる本件商標は、日本における需要者の間においても相当広汎に認識されていることが認められる。そして、この状況は、日本の特許庁商標審決の場面

でも確認されているところである（平成 28 年 3 月 2 日付審決[無効 2015-890052、平成 28 年 4 月 11 日確定]、甲 11 号証）。

かかる「RED BULL」との文字列を含む「RED BULL BOX CRT RACE」の本件表示についても同様の状況が見て取れることは、申立人らが 2009 年からかかるイベントを日本において開催し、積極的に様々な宣伝広告やキャンペーン活動に努め、各種メディアに取り上げられてきていることから明らかである。

(ii) 本件ドメイン名と本件商標及び本件営業表示との間での同一性又は類似性

本件ドメイン名の文字列のうち「.JP」の部分は、当該文字列が JP ドメイン名であることを示すトップレベルドメインの部分であり、これは国別コードにより当該ドメイン名登録の属する国別の所在を示すものに過ぎず、それ以上の意味を持つものではない。一方、本件ドメイン名の文字列のうち「REDBULLBOXCARTRACE」の部分、いわゆるセカンドレベルと呼ばれる部分であるが、

「BOXCARTRACE」部分は、エンジン等の動力を持たず、原則として重力のみを動力源として走行する車両を用いて行うレース、すなわちボックスカートレースという車両を用いたレースの一般的・記述的名称と理解される（鈴鹿ボックスカートグランプリおよび各地で開催されているボックスカートレースの実例、甲 7 号証）。

このような点を前提にすれば、「REDBULLBOXCARTRACE」という文字列においてその出所識別力を有するのは「REDBULL」の部分であって、この部分において周知・著名性が認められるところからすれば、「REDBULLBOXCARTRACE」の文字列全体を一体的にみても、これは申立人らが製造・販売するエナジードリンクに関連して、その販売促進のために行っている F1 レースをはじめ、各種のモータースポーツ、例えば「Box Cart Race」のスポンサー等としての活動を想起するのが、インターネットユーザーでもある一般需要者の認識というべきである。

よって、本件ドメイン名は、本件商標との間で同一又は混同を生じる程に類似であることは明らかである。

また、申立人らにおいて、自ら「Red Bull Box Cart Race」を2009年以來、日本でも開催してきていることを考えると（甲5号証）、本件表示においても、やはりその出所識別力が認められる主要部分は「Red Bull」の部分であるから、上記のような本件ドメイン名における出所識別力を有する主要部分「REDBULL」と対比すれば、本件ドメイン名が本件表との間で同一又は混同を生じる程に類似であることも明らかである。

従って、本件ドメイン名は、申立人らが権利又は正当な利益を有する本件商標及び本件営業表示と同一又は、少なくとも混同を引き起こすほど類似であるというべきである。

(2) 登録者が、本件ドメイン名に係る権利又は正当な利益を有していないこと

本件ドメイン名の登録者は、答弁書を提出することなく、本件登録者は権利又は正当な利益の存在について何ら実質的な主張を行っていない。

一方、申立人らの主張するように、JPRSのWHOISにおける登録者情報や法人登記上の情報において確認される登録者の名称・会社の目的、事業内容（プログラムの開発及び販売、サーバーホスティングサービス他の事業）をみても、本件ドメイン名とはその文字列や意味等において何ら一致するところはなく、他に同社としての事業との関連性も見いだせない（登録者自身のウェブサイトにおける会社情報・法人登記情報、甲6号証、甲10号証）。

また、登録者は、本件ドメイン名を用いたURLにおいてバストアップ関連商品の販売を目的としたウェブサイトを運営していることが認められるが、かかるウェブサイトにおける記述・掲載内容と本件ドメイン名との間にも何らの関連性も見出すことができない（申立人ら代理人作成の報告書、甲9号証）。

また、登録者に対して申立人らが何ら本件商標や本件表示についての使用を許諾していないだけでなく、登録者自身における何らの商標登録を有することもなく、専らに本件ドメイン名を登録している状況も認めざるをえない（法人登記情報、独立行政法人工業所有権情報館 J-Plat Pat

データベースによる「中沢商事株式会社」名義の商標登録状況、甲10号証）。

従って、登録者には、本件ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有しているという事情は全く認められない。

(3) 登録者の本件ドメイン名が、不正の目的で登録又は使用されていること

- a 本件ドメイン名に基づく URL において所在する登録者のウェブサイトでは、バストアップに関する他人のウェブサイトへのリンクがなされているとともに、この登録者のウェブサイトからさらにリンクが張られた先の URL 上においては、バストアップのためのサプリを紹介し、その購入を推奨するような掲載がなされている。本件ドメイン名において存在するウェブサイトにおける掲載内容の題名は、「おっぱい（バスト）を大きくする為にしたこと」であり、少なくとも2017年4月5日の時点においては、かかる記載があったことは認められる。それと共に、申立人らより登録者が警告状を最初に受け取った2016年7月頃以降、同年9月30日時点に至るまで、上記登録者のウェブサイトにおいて、「バストアップ方法【クリーム・サプリメント】モテるバストを目指す！」というページにインターネットユーザーを誘引し、クリームやサプリメントの情報・購入ページへと更にユーザーを導くものとなっていたことが認められる。（甲9号証）。

そもそも、本件ドメイン名が、本件商標及び本件表示と同一又はこれに類似するものであること、またそれらがいずれも日本をはじめ世界的に需要者にとって周知・著名であることは既にみた通りである。そうであれば、登録者は本件ドメイン名を登録することで、かような本件商標及び本件表示の有する周知・著名性に依拠しつつ、それと同一又は混同するほどに類似する文字列を含むことによって、申立人らのウェブサイトや申立人らの商品である「Red Bull」や、申立人らが行っている「Red Bull Box Cart Race」について情報を得たいと考えるインターネット上の需要者を、本件ドメイン名上にあるそれらとは全く何らの関連性もない登録者のウェブサイトに誘導する意図をもって本件ドメイン名を登録し、使用しているものとするのが合理的である。

インターネット上のユーザーが、一定の情報を検索するにあたって閲覧したいウェブサイトのドメイン名や URL がわからない場合には、当該ウェブサイトの内容に含まれるであろう商標や表示などを検索するキーワードとして組み合わせ、検索エンジンを利用して検索行為を行うことは極めて周知の方法であるところ、同様の方法で

「redbullboxcartrace」と検索エンジンにおいて入力した場合に、登録者のウェブサイトが上位に表示されるという結果があることをみても、登録者による本件ドメイン名の登録が自らの商業上の利得を得る目的で本件ドメイン名上にある登録者のウェブサイトに誘導しようといわれていることは明らかである（検索エンジン Google における検索結果、甲 13 号証）。

申立人らにおいては、2016 年 7 月から 11 月頃にかけて複数回にわたり登録者に対して警告状を発したが、これに対する登録者の真摯な応答はなかった。その一方で、順次登録者のウェブサイトにおける掲載内容を削除しながら、登録者の事業の一部と思われる「ULTRA-DOMAIN.JP」のサポート窓口からなされた返信メールにおいては、本件ドメイン名が「.jp」にかかる JPRS 管理下の汎用ドメイン名であるにも拘わらず、ICANN 認定レジストラとして ICANN ポリシーに則って WIPO 仲裁センターにおける紛争処理対応ししないと理解される趣旨の意味不明な対応をしており、登録者における不正な登録又は使用の事実についての不合理な態度が認められる。そのため、その行為の悪質性は高いと言わざるを得ない（申立人ら代理人から登録者への通信とその配達状況・応答状況、甲 14 号証、15 号証、16 号証、17 号証）。

よって、本件ドメイン名については、登録者が、商業上の利得を得る目的で、自らのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、本件ドメイン名を使用しているものと認められる（JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条 b. (iv)）。

b 申立人らは、上記のような事実に加え、本件ドメイン名における登録者のウェブサイトにおいて、申立人らの製造・販売する商品自体や、彼らが主催する「Red Bull Box Cart Race」などに関心と需要を有するインターネットユーザーに対して、バストアップという、それらとは全く関連性のない掲載内容のウェブサイトへ誘導する活動をしていることによって、潜在的な競業者としての申立人らの事業を混乱させることを目的して本件ドメイン名が登録されているとも主張している。

確かに、「競業者」という概念においては、顕在的なもののみならず潜在的なそれも含まれることはありうるが、本件において、申立人らの行う事業や活動と登録者の行っている事業自体や本件ドメイン名を基礎に展開されているインターネット上の情報提供やサービスを比較して、潜在的にも競業者としての関係が成立しうるのかについては、申立人らの提出した主張と証拠を精査した限りでは、確たる事実を見出すことができない。

よって、本件の登録者が、競合者の事業を混乱させることを主たる目的として、本件ドメイン名を登録しているとまで認めることはできない（JP ドメイン名紛争処理方針第 4 条 b. (iii)）。

6 結論

以上の通り、本件登録者が実質的な反論を行わないところにおいて、申立人らから提出された証拠によれば、その主張に沿った事実が概ね認められるのであり、本紛争処理パネルは、登録者によって登録されたドメイン名「REDBULLBOXCARTRACE. JP」が申立人の登録商標と混同を引き起こすほどに類似し、登録者が、ドメイン名について権利又は正当な利益を有しておらず、当該登録ドメイン名が不正の目的で使用されているものと判断する。

よって、方針第 4 条 i に従って、ドメイン名「REDBULLBOXCARTRACE. JP」登録を申立人 2 へ移転すべきこととし、主文のとおり裁定する。

2017 年 6 月 16 日

単独パネリスト 矢部 耕三

別 紙

商標	登録番号	登録日
Red Bull	商標登録第3163136号	平成8年6月28日
RED BULL	商標登録第4132468号	平成10年4月3日
RED BULL (標準文字)	商標登録第5686846号	平成26年7月18日

商標	国際登録番号	国際登録日
	国際登録第871248号A	平成17年7月28日
Red Bull 	国際登録第1108568号A	平成24年11月30日
Red Bull 	国際登録第1108568号B	平成24年4月23日
Red Bull 	国際登録第1115937号A	平成24年6月26日

別記 手続の経緯

(1) 申立書受領日

2017年4月6日（電子メール）及び4月7日（書面）

(2) 手数料受領日

2017年4月7日 申立手数料の受領確認

(3) ドメイン名及び登録者の確認

2017年4月7日 JPRS へ照会

2017年4月7日 JPRS から登録情報の回答

回答内容：申立書に記載された登録者はドメイン名の登録者であること、
JPRS に登録されている登録者の電子メールアドレス及び住所等

(4) 適式性

日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）は、2017年4月10日に、申立書が処理方針と規則に照らし申立書が適合していることを確認した。

(5) 登録者への通知日及び内容

1) 申立書送付日（手続開始日） 2017年4月12日（電子メール及び郵送）

2) 申立書及び証拠等一式

3) 答弁書提出期限 2017年5月15日

(6) 手続開始日 2017年4月12日

センターは、2017年4月12日に申立人及び登録者には電子メール及び郵送で、JPRS 及び JPNIC には電子メールで、手続開始日を通知した。

但し登録者宛郵送分については「保管期間経過」として返送された（登録者宛の通知の郵送分は以降もすべて同様に返送された）。

(7) 答弁書の提出の有無及び提出日

センターは、提出期限日までに答弁書を受領しなかったため、2017年5月16日に「答弁書の提出はなかったものと見做す」旨の答弁書不提出通知書を、電子メール及び郵送で申立人及び登録者に送付した。

- (8) パネリストの選任 2017年5月22日
申立人は、1名のパネルによって審理・裁定されることを選択。
パネリスト：弁護士 矢部 耕三
中立宣言書の受領日：2017年5月24日
- (9) 紛争処理パネルの指名及び裁定予定日の通知
2017年5月22日 JPNIC 及び JPRS へ電子メールで通知
申立人及び登録者へ電子メール及び郵送で
通知
裁定予定日：2017年6月9日
- (10) パネリストへのパネリスト指名書及び一件書類受け渡し
2017年5月22日（電子メール及び郵送）
- (11) 追加陳述書及び証拠書類
2017年5月25日、パネリストは、申立人の提出した証拠書類に関し、手続規則12条の規定により追完を求め、5月30日、センターは、申立人から陳述書を受領し、6月1日、パネリスト及び登録者に送付した（電子メール及び郵送）。
- (12) 裁定期限の延長
2017年5月25日、パネリストは、手続規則10条（c）但書の規定により本件裁定期限を同年6月16日まで延長する旨を、申立人、登録者（電子メール及び郵送）、JPNIC 及び JPRS に通知した（電子メール）。
- (13) パネルによる審理・裁定
2017年6月16日 審理終了、裁定。